

美幌町地域アプリ構築等業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

美幌町（以下「本町」という。）は、デジタル技術の進展や住民ニーズの多様化に対応するため、マイナンバーカード認証を備えたスマートフォン向けアプリケーション（以下「本アプリ」という。）の構築等業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

本アプリは、住民が日常生活の中で行政サービスや生活関連情報に無理なくアクセスできる「共通の入口」として機能するものであり、行政情報の発信や住民の属性に応じたプッシュ型サービスを提供するための共通基盤として整備するものである。また、地域ポイント、省エネ行動支援、お知らせ、ごみ分別カレンダー等のミニアプリを実装することで住民の日常的な利用を促進し、行動変容につなげるとともに、将来的な機能拡張にも対応可能な持続的な地域DXモデルの構築を目指すものである。

本プロポーザルは、価格のみによる競争ではなく、上記の目的を最大限に実現するための企画提案内容の技術的優位性・実現可能性・本町との協働姿勢等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。詳細については、本実施要領に添付の「美幌町地域アプリ構築等業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）を参照すること。

（１）業務名

美幌町地域アプリ構築等業務

（２）業務内容

- ア 本アプリの構築及び実装
- イ 運用・保守・サポート窓口の提供
- ウ 研修及びマニュアルの整備（職員・管理者・加盟店向け）

（３）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）予算規模

23,199,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

※上限額を超える提案は失格とする。

3 実施主体

発注者：経済部商工観光課商工観光グループ

〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東 2 条北 2 丁目 2 5 番地

TEL：0152-77-6548 E-mail：skankoug@town.bihoro.hokkaido.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす法人（共同企業体を含む）とする。

（１）基本資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法、民事再生法に基づく更生手続又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ウ 美幌町の指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 国税及び地方税（美幌町税を含む。）について、未納がない者であること。
- オ 美幌町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年美幌町条例第 35 号）第 2 条に基づく暴力団、暴力団員、又は、暴力団関係事業者でないこと。

（２）履行実績

- ア 直近 5 年以内に、住民向けスマートフォンアプリの構築・提供実績（地方公共団体向け）を有すること。

（３）セキュリティ・品質管理体制

- ア 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：ISO/IEC 27001）又はプライバシーマークの認証を取得していること。認証書の写しを提出すること。ただし、これらと同等以上のセキュリティ水準を有すると本町が認める認証を取得している場合は、これをもって代えることができる。
- イ 管理システムへのアクセスログ及び操作ログ情報を取得・保存する体制を有すること。

5 参加制限

次のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できない。

- ア 同一プロポーザルにおいて複数の提案に関与している者（共同企業体の構成員として参加する場合を含む。）
- イ その他、本町が不適切と認める者

6 共同企業体（JV）による参加

共同企業体による参加を認める。共同企業体として参加する場合は、以下の事項を遵守すること。

- ア 代表事業者を1者定め、その者が本要領に定める手続きを行うこと。
- イ 構成員はすべて前条の参加資格要件を満たすこと。
- ウ 参加表明書に構成員全員の名称及び代表事業者を明記し、共同企業体協定書の写しを添付すること。

7 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおり予定する。（ただし、状況により変更する場合がある。）

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル公告・実施要領等公開	令和8年8月5日（水）
参加表明書の受付期限	令和8年8月19日（水）
参加資格の確認結果通知	令和8年8月24日（月）
質問書の受付期限	令和8年8月27日（木）
質問への回答	令和8年9月1日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年9月7日（月）
審査・ヒアリング	令和8年9月11日（金）（予定）
選定結果の通知	令和8年9月16日（水）（予定）
契約締結	令和8年9月30日（水）（予定）

8 参加申請の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、所定の期限までに参加表明書（様式第1号）に必要書類を添えて提出すること。

（1）提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 事業者概要（商号又は名称、所在地、資本金、代表者名、業種、従業員数、主要取引先

等が確認できるものであれば、任意様式でも可)

ウ ISMS (ISO/IEC27001) 又はプライバシーマークの認証書の写し (「4 参加資格要件 (3) ア」に対応)

エ 本店所在地の市町村税 (本店所在地が特別区の場合は都税) に滞納がないことの証明書 (提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る)

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (納税証明書その 3 の 3 様式 (法人) 又はその 3 の 2 様式 (個人)) (本店所在地を管轄する税務署が発行するもの。提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る)

カ 履歴事項全部証明書 (任意団体の場合は定款) (提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る)

※ エ、オ及びカについては、美幌町競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出を省略することができる。

(2) 提出方法等

ア 提出期限 令和 8 年 8 月 19 日 (水) 午後 5 時まで

イ 提出場所 3 に同じ

ウ 提出方法 E-MAIL (skankoug@town.bihoro.hokkaido.jp) にて提出 (PDF 形式)。

エ 提出部数 各書類とも 1 部

※提出後、美幌町経済部商工観光課商工観光グループへ電話にて連絡をし、E-MAIL の受信を確認すること (TEL0152-77-6548)。

9 参加資格の確認結果通知

本町は参加表明書の内容を審査し、参加資格の有無を書面にて申請者に通知する。参加資格なしと判定された場合は、理由を付して通知する。

10 質問及び回答

本実施要領及び業務仕様書の内容について質問がある場合は、所定の質問書様式 (様式第 2 号) に記載し、電子メールにより提出すること。口頭による質問には応じない。

(件名:「地域アプリプロポーザル質問書 (社名)」と記載すること。なお、質問書の提出及び連絡は、本要領 7 に定める質問書の受付期限までの間、土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。)

受け付けた質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 1 日 (火) までに取りまとめのうえ全参加表明者あて電子メールで回答する。

なお、回答内容は本要領及び業務仕様書の一部を構成するものとして取り扱う。

1 1 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加資格確認後、以下の書類を所定の期限までに提出すること。

- ア 企画提案書提出届（様式第3号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 機能要件対応表（別表Ⅰ・別表Ⅱ）
- エ 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書（任意様式）には、少なくとも以下の事項を記載すること。用紙サイズはA4判とする。

- ア 業務の理解・課題認識（本業務の目的・背景に対する提案者の認識）
- イ 基盤アプリ及びミニアプリの機能説明（仕様書各章への適合状況を明示すること）
- ウ システム構成図・セキュリティ対策（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービスを利用する場合は、その登録番号を明記すること。）
- エ 導入スケジュール（本番稼働開始までの詳細工程）
- オ プロジェクト推進体制・担当者略歴
- カ 運用・保守・サポート体制
- キ 同種・類似業務の実績（自治体名・業務概要・導入効果等）
- ク その他アピールしたい独自の提案
- ケ 多言語対応（英語、やさしい日本語、中国語・韓国語・ベトナム語等）が可能な場合は、対応言語・対応範囲を提案書に記載すること（別表Ⅰの機能要件対応表（任意項目）において評価する。）
- コ スマートフォン等のモバイル端末の利用が困難な利用者に対する利用促進施策・代替策の提案を行うこと。

なお、企画提案書は、美幌町地域アプリ構築等業務公募型プロポーザル評価要領「3 評価基準」に記載された内容を網羅していることが望ましい。

（３）提出方法等

- ア 提出期限 令和８年９月７日（月）午後５時まで
- イ 提出場所 ３に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着とし、書留郵便等の到着が確認できる方法とする。）により提出するとともに、あわせて E-MAIL（skankoug@town.bihoro.hokkaido.jp）にて提出（PDF 形式）すること。
- エ 提出部数 各書類とも１部

（４） 提案内容の帰属

提出された企画提案書及びその内容は返却しない。ただし、提案内容の著作権は提案者に帰属する。なお、採用された提案については、本町が業務推進上必要な範囲で使用することができるものとする。

１２ 受託候補者等の選定、通知及び公表

（１）審査会

本プロポーザルの審査は、美幌町地域アプリ構築等業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が行う。審査会の組織及び運営については、「美幌町地域アプリ構築等業務公募型プロポーザル審査会設置要領」の定めるところによる。

（２）ヒアリング審査の実施

ヒアリング審査は、次のとおり実施する。

- ア 実施日時・場所：ヒアリング審査の実施予定日は、あらかじめ本要領７のスケジュールにより周知するものとし、対象者の決定及び具体的な時間割については、参加資格の確認結果通知にあわせて別途通知する。
- イ 実施方法：提案事業者によるプレゼンテーション（最大 30 分）及び審査委員による質疑応答（最大 20 分）により行う。
- ウ 出席者：企画提案書に記載したプロジェクト推進体制の主要メンバー（管理責任者等）の出席を求める。
- エ 使用資料：ヒアリングは、提出された企画提案書等を基礎資料として行う。当日の追加資料の配布及び使用は認めない。
- オ 欠席等の取扱い：正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、当該提案を辞退したものとみなす。
- カ 参加者が多数となった場合は、企画提案書等の内容による書類審査を実施し、ヒアリング審査に参加できる者を選定する場合がある。

（３）評価基準

企画提案書及び見積書の評価基準及び評価の方法については、「美幌町地域アプリ構築等業務公募型プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）の定めるところによる。

（４）同点の場合の取扱い

同点の場合の取扱いについては、評価要領の定めるところによる。

（５）失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出期限を経過して書類が到着した場合
- ウ 予算規模を超える見積書を提出した場合
- エ 審査委員又は本町職員に対して不正な働きかけを行った場合
- オ その他、本要領に違反する行為があった場合

（６）選定結果の通知・公表

選定結果は、参加した全事業者に書面にて通知する。最優先交渉権者の名称及び選定理由の概要は、本町ホームページ等に公表する。

選定結果に対する異議申立ては、結果通知受領後５日以内（土日祝日を除く。）に書面にて本町宛に提出すること。

１３ 契約に関する基本事項

（１）契約の締結

本町は最優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に達した場合は、本要領、業務仕様書、機能要件対応表、企画提案書及び見積書の内容に基づき、随意契約の方法により業務委託契約を締結する。

なお、企画提案時の内容と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったと認められるときは、当該最優先交渉権者とは契約締結を行わないものとする。また、最優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、次点者と協議を行い、協議が整ったときは、次点者と契約を締結するものとする。

- ア 交渉が不調となった場合
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなった場合

ウ その他の理由により契約ができなかった場合

（２）契約保証金

要しない。

（３）契約書作成の要否

要する。

（４）委託金額の支払条件

本業務の完了（業務完成検査確認）後の一括後払いとし、検査完了後に適法な請求があった日から３０日以内に支払うものとする。

（５）費用負担

本プロポーザルへの参加に要する費用（資料作成費、交通費、ヒアリング費用等）は、すべて参加者の負担とする。

（６）再委託

ア 本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

イ 本委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて発注者の承認を得なければならない。

ウ 受注者は、第三者に委託した業務についても、本契約及び業務仕様書に定める秘密保持、個人情報保護その他の義務を、当該第三者に遵守させなければならない。

エ 再委託先の履行について生じた責任は、すべて受注者が負うものとする。

１４ その他留意事項

（１）情報の取扱い

本プロポーザルを通じて取得した情報は、選定業務の目的以外には使用しない。また、提出書類に含まれる個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び美幌町個人情報保護条例に基づき適切に管理する。

（２）秘密保持

参加者は、本プロポーザルの参加を通じて知り得た本町の情報を第三者に漏洩し、又は本プロポーザル以外の目的に使用してはならない。

（３）著作権

提出された企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、採用された提案については、本町が当該業務の推進に必要な範囲で複製・活用することができるものとする。

（４）プロポーザルの中止・変更

本町は、やむを得ない事情がある場合、本プロポーザルを中止し、又は内容を変更することができる。この場合、参加者に対して速やかに通知するとともに、ホームページ等により公表する。参加者は、中止・変更に起因する損害について本町に請求することができない。

（５）参加の辞退

参加者は、参加を辞退しようとするときは、その旨を速やかに参加辞退届（様式第４号）により本町に届け出るものとする。

（６）本要領に定めのない事項

本要領に定めのない事項については、本町と参加者が協議のうえ決定する。